た。

さらに享保期に

なって米価の

低落が続くと、

幕府

はそれ

を防止する措置として宝暦四年

〇七五

四

禄調高までは勝手造りとする新令を布達した。

これは先の正徳六年の酒造統制緩和を一

段と推進するもので、

347

第五節 酒造業の展開

1 幕府酒造政策の転換

この間 価 入の一%にも満たない状態に立ちいたった。 して横行し、 さ 一の高 勝手造りへ 酒造制限から に **一騰を引き起こすだけと判断して、** の酒価 は、 幕府は酒造取締りに四苦八苦する状況であった。 の高騰によって造石高が伸びず、結果的には宝永六年の運上収 元禄調高の三分の一造りを発令し、 元禄十年(一六九七)の元禄調高を基準に、 造りという厳しい減醸令が連発された。 同年六月ついに酒運上の廃止に踏み切った。 当時幕政を担当していた新井白石は、 元禄以来の長い間にわたる減醸令は緩和されることになっ 翌年より宝永五年(一七〇八)までは毎年五日 しかしその間、 しかも酒価の五割におよぶ酒運上の賦課も、 入は 隠造・過造の密造がその反動と わずか六千 このような運上政策は酒 さらに正徳六年 両 幕府財政収 分の



べているような形で、米価変動が従来のように単なる一時的な豊凶 こ七、八年の間に、昔の高かった時分の五分の二の価となる」と述

恒常的な低米価現象として慢性化してゆくと

とみに下落し、その後少し高くなったがまた大きく下落し、

結局こ

太宰春台が『経済録』のなかで、「壬寅(享保七年)の秋から米は

によるものではなく、

き

幕府にとって事態はいよいよ深刻化していった。

この米価低落の原因は、

要するに全国経済の拠点としての大坂堂

落している事実からも明らかであろう。このような米の流通事情の変化は、太宰春台が「士人ノ困窮尤モ甚

千石にまで増大し、このとき米価が一石につき銀二〇匁台にまで暴

大坂廻着米高一一二万三千石が、享保十七年(二七三二)一二四万三 島への廻着米量の増大にあったとみられ、そのことは、正徳四年の

与えたのである シ」と警告しているように、米をもって市場で換金し生活を支えてきた幕藩領主経済に対し、深刻な打撃を そこで幕府は米価引上げ策を積極的に推進していった。 具体的には買上米の奨励、 廻米制限、 町人買米令

などの諸政策が打ち出された。こうして最終的には諸国払い米に対して米価の法定価格を公定する政策まで

明らかに幕府自らが酒造奨励の積極策を打ち出したものとして注目

される。

348

段として酒造造石奨励策が打ち出された。 とられた。 これらの積極的な米価引上げ策と並行して、 それは元禄株改め以来の幕府の酒造政策を、 酒造業のもつ米価調節機能に期待し、 根本的に転換してゆ その有力な手

くものであった。

対しても営業の再開は自由であるという但し書まで付けられていた。ここに酒造体制は元禄調高を中心とし きつくところが、 酒屋には、 すでに享保十六年には、 新米を貸与するという恩典まで与え、全面的に酒造業奨励への姿勢を示していた。そしてその行 前述の宝暦四年の「元禄調高まで勝手造り」令である。 酒屋に対し酒造米を多く買い取るように布達し、 さらにこの布達には、 同時にその資金に不足している 休造酒屋に

た酒造株体制から、

新たに自由競争体制へと突入していったのである。

ていった。こうして公然と農村を中心にして新規の酒造業者が出現することになった。 元禄江戸積 否定することであり、これを機に従来都市に集中していた酒造株が、在方へも売買譲渡され このような幕府の酒造政策の転換は明らかに従来からの在々酒造業禁止という「祖法」

特権が廃棄されたことを意味し、以後在方を含めた新規酒造家をまじえて、都市酒造業と在方酒造業との で競争契機が導入されることを意味した。 まり酒造株体制から概観すると、 従来よりの酒造仲間にとっては、一度公認された元禄調高による酒造

坂 は大きく、 ・尼崎と兵庫の間に大きく広がる灘目といわれた農村地域で、 の在方酒造仲間の、新規江戸積酒造体制への参入という事態が近世前期の酒造株仲間体制に与えた影響 伊 頖 池 田 西宫、 兵庫、 尼崎などの上方江戸積銘醸地といえども、 この時期新たに江戸積酒造業の台頭発展が その例外では なか つた。 大

みられたのである。

在する地域と、 り酒銘醸地 享保九年の下 それに泉州堺を加えた、 江戸積銘醸地は、 元禄十年の元禄調高の株改め時においては、 伊丹、 摂泉両国にまたがっていたが、 池田、 大坂、 尼崎、 兵庫、 上方からの江戸入津樽数は六四万樽で、 西宮に、 このい わば元禄期の江戸積酒造体 川辺郡・島上郡・有馬郡に

は灘目・今津の在方酒造業はまだ含まれてい ところがそれより二七年後の享保九年に、

なか

った。

五九人、 すでに今津・灘目 地および酒造家数は、 江戸下り酒問屋が調査した当時の下り酒主産 のである。これによれば大坂 武庫・鴻池を含む) 同天満一三五人を筆頭に、 の台頭が明瞭に読みとれる 九五人、西宮八二人、 表82に示した通りで、 (北組・南組) 北在 四

表 82 享保 9年(1724)江戸積酒産地および酒屋数							
灘	選 目		古規組 従前の銘醸地		その他		
地 名	酒屋数	地名	酒屋数	地名	酒屋数		
今 津	29人	大 坂	459人	尾張	72人		
御 影	10	天 満	135	美 濃	65		
魚 崎	4	西宮	82	三河	57		
森	4	北在	78	河内	6		
神 戸	4	伊 丹	54	播磨	3		
脇 浜	1	尼崎	41				
青 木	1	兵 庫	40				
鳴尾	1	池田	27				
本 庄	1	伝 法	23				
		三 田	12				
		堺	4				
		武 庫	4				
		鴻池	1				
合計	55	合計	960	合計	203		

資料: 神戸税務監督局編『灘酒沿革誌』

下町・宿場町・

在郷町で、兵庫も港町として

伊丹五四人、尼崎四一人、兵庫四〇人、

池

田

二七人、伝法二三人、堺四人で、

いずれも城

の性格上、

四〇軒もの江戸積酒造家を有して

お

b

これらは従来からの江戸積主産地でな

その 散

お中心的地位を占めている。

あり、 ようやく下り酒銘醸地に名を連ねたばかりで、その初期の状況がうかがえる。 西宮・魚崎村各一人ずつなどとなっている。やはり伊丹 調査報告に下り酒屋総数のうち三三人しかあげていない。 の江戸積酒造家総数であった。数の上では大坂・西宮・北在などが多いが、極上酒を造る酒屋としてはこの 連ねている酒造家である点が注目される。以上摂津の合計一〇一五人がのちの江戸積摂泉十二郷の酒造家で かしそれに対し、 それに尾張・美濃・三河の東海三国 今津二九人と、灘目二六人(うち御影は一○人)を合わせた五五人はここに始めて名前を (いわゆる中国酒の産地) に河内 ・池田に極上酒の酒屋が多い。 それは伊丹一五人、池田一一人、北在三人、鴻池 ・播磨を加えて一二一八人が、当時 灘目・今津の場合は

在々酒造業として、 今津酒造仲間の台頭発展がみられた。 このようにして、 新たに西摂沿岸の灘目・今津の農村を基盤に展開してくるのである。 いわば元禄期に確立した近世前期の江戸積酒造仲間=古規組に対して、 その転期が享保期であり、 しかも元禄酒造株体制では禁止されてい 新 規組 1 灘 Ħ た

灘酒造業の台頭

2

原 五郷 灘目と灘 ・八部両郡にまたがる沿海およそ二四キロ もと「灘」とは、 灘酒造業の中心を形成した地域は、 東は武庫川口より西は旧 メー ŀ 摂津西部沿岸地帯の ル ば かりの地域の総称である。 生田川の近傍にいたるまでの、 漢目」 と呼ばれ 今津村 (武庫郡) た地方である。 と莪

表 83 灘三郷(近世)・灘五郷(近代)の地域区分

			;	丘 世		近	代
灘	三郷	旧君	部名	所 属 村 名	漢٤	丘郷	現市区名
- 今	津	武	庫	今津	今	津	西宮市
上	東組			打出・芦屋・深江・青木・魚崎・住吉	魚	崎	data est de la Million
	中組	蔻	原	御影・石屋・東明・八幡	御	影	神戸市東灘区
灘	西組			新在家・大石・岩屋・稗田・河原・ 五毛	西	郷	神戸市灘区
下	灘	八	部	二ツ茶屋・神戸・走水・脇浜			
					西	宮	西宮市

上金免除嘆願書のなかでは、この一○ヵ所として、 さらに明和九年 (一七七二) の「上方酒家十ヵ所」 「灘辺」という意味であった。 酒造仲間 まず灘目を蒬原

の酒運

出され、

それは

「灘」のうちの遠原・八部両郡にまたがる地域をさ

また「灘目」は寛延三年 (一七五〇) の大坂石屋仲間文書のなかに見

文献のうえでは、

ある加茂村・小池村(のち北在郷に属す)を加えている。 郡にある上灘目と八部郡にある下灘目に二分割し、 闽 伊丹、 尼崎、 伝法、 今津、 西宮と、川辺郡の江戸積銘醸地で これに大坂三郷

また灘目が江戸積酒造地としての地位を 確立した 安永五年(一七

池

時代に 七六) 仲間が結成され、 江戸積酒造業が広く灘において定着し、上灘・下灘、 仲間結合のあとをうかがうことができる。こうして安永期には 西宮など既成の江戸積酒造仲間に加入しているのである。 には、 は 般に広く 「上灘江戸積酒造家中」「下灘江戸積酒造家中」とも見 それぞれ一郷を形成するまでになって、伊丹・池 灘 という場合には灘目と今津を含んでおり、 今津にも酒造 江戸

 \mathbb{H}

難目

は上灘と下灘から成り立っていた。こうして、

のち摂泉十

「灘」という名称は正徳六年 (一七一六) に見え、

郷の江戸積酒造仲間が結成されたときも、 に数えられ ている。 今津郷・上灘郷 ・下灘郷の灘三郷は、 灘酒造業の中核として十

のな

か

村 と自体が端的に灘酒造業の拡大発展を物語っている。こうして文政十一年以降、 は後述するとして、 て、 ところがさらに下って文政十一年 (一八二八) には上灘郷がさらに 分裂して、 近世に (御影・石屋・東明・八幡の四ヵ村) における それは上灘郷があまりにも手広くなって、 「灘五郷」 が 形成されることになる。 西組 (新在家・大石の二ヵ村) 取締りが行き届かなくなったためで、 の三組(郷)を形成する。 東組 上灘三組と下灘・今津をも (青木・魚崎・ 住吉の三カ

難目農村が代官所支配であったのに対し、 基づいて結成され がそれぞれ魚崎・御影 っとも今日 0) た明治十九年(一八八六) 灘五郷は、 西郷になり、 今津・ 魚崎 下灘が脱落して西宮が加わっていることになる。 · 御影 西宮は町方として町奉行所支配であったことによる の「摂津灘酒造業組合」 西郷に西宮郷を加えた五郷である。 以来の名称であって、 上灘東・中 これは同業組合法に 近世に to 西 、ては、 0)

な地域であった。そうした典型的な村として御影村をとりあげ、 の状況 灘御影村 農業も活発に営まれ、 近世後期に江戸積酒造業が展開してゆく西摂灘目農村は、 農民の階層分化や社会的分業も進み、 そこでの酒造業の起りをみてみよう。 前述のように近世中期すでに 商品生産の発達したいわば先進 的

三四六石余(二七町六反一六歩)・三八四戸・一五一一人で、一般にいら一人一年米一石消費を基準にして考え 入されてい 影村 は近世前期、 る。 東組は村高二六三石余(二三町三反七畝二二歩)・戸数三三六戸・人口一三五九人、 東組は大和小泉藩領、 西 [組は尼崎藩領に属していたが、 明 和六年にはともに幕府 西 領 は 同

表 84 御影村(西組) 1 町歩以上土地所有者の変遷

1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1						
順位	年代	寬文4年 (1664)	貞享2年 (1685)	元禄8年 (1695)	安永8年 (1779)	
1	位	理 兵 衛 町 反 畝 2.38	生魚屋治郎太夫 町 反 畝 5.12	生魚屋治郎太夫 町 反 畝 5.32	材木屋彦右衛門 町 反 畝 3.20	
2		次 兵 衛 1.2 5		安左衛門 2.93	材木屋治兵衛 2.4 0	
3		七郎兵衛 1.1 4		安 兵 衛 1.10	材木屋治郎右衛門 2.26	
4		生魚屋治郎太夫 1.04			寺 井 元 水 2. 1 5	
5					伊勢屋七右衛門 1. 1 6	

四位であった生魚屋治郎太夫が、貞享二年(一六八五)には五町

安永八年にはその分家材木

えば一町歩以上の土地所有者の変遷をみれば

(表84)、

寛文四

が

資料:「御影村文書」(神戸大学文学部)

屋三家が上位を占めるようになっている。反を持つ村内最大の高持にのしあがり、安

一方、

寛文四年の理兵衛

代わ 伊勢屋七右衛門も、 0) 一位をしめ、 安左衛門も安永八年には上位から姿を消し、 次兵衛はこの村の有力本百姓であったが、 酒造株も材木屋治兵衛に譲渡してい って安左衛門が元禄八年 (一六九五) 当時は庄屋役を勤め、 材木屋とならぶ江戸積酒造家として台頭しつつ 酒造業も営んでいた。 に る。 は二町九反の高持として 元禄期を境に没落し、 安永八年に村内五位 土地は六反五畝に減 しかしこ 0)

に五反以下層が九三%を占め、激しい農民土地所有の上からも寛文四年(一六六四)相を示している。

れ以降も五反以下層はつねに九五%前後を占めている。

寛文四

るの

激しい農民層の階層分化を示し、

そ

には、

二町三反を最上

層

上位高持層も元禄期を境にしてかなり激しい変動を繰り返してい

酒造業や材木商などを営む在方商人は主にこの層に属している。

(人)、 (人)、)。 と、村高に比し人口が多く、農業のみでは生計が成り立たない

様

問わ

あった一人である

働を必要とする状況が存在していた。 れ して貨幣経済が進行し、 もしくはごくわずかの土地しか保有していない圧倒的多数の農民層が存在し、農業以外の余業、 御影村でのこの寛文~元禄期にかけての高持上層農民の激しい新旧勢力の交代も、 新しい在方商人や地主が輩出されてくるという事情を示しているものとみられる。 それが農民保有地の集中分散を生み出し、 こうして新しい産業が生み出される基盤が広がっていたといえる ----部の富裕な農民の手元に資本が蓄積 商業的農業の展開 従ってその反面 つまり賃労 無高 を 通

間余業としては酒屋稼ぎ・ 経済が広汎に展開している様子がみられ、 水主稼ぎ・日傭稼ぎなどがあって、土地を離れても生活してゆけるまでに、 社会的分業の深化を示している。 商

酒造業や廻船などの輸送業をはじめ各種の手工業、

商業が存在

さて御影村の酒造業は、

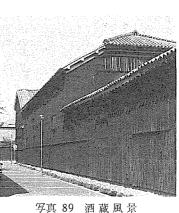
明和五年に一五人を数えるまでになっているが、

次にその系譜をた

和六年同村の職業構成をみると、

営む。 木屋彦右衛門を名乗った。いずれも分家して材木業を商売として独立していった在方商人で、 は元禄五年に分家し、 村の酒造業 その時期は元禄 どってみよう。 在方商人としてはじめて材木業を営み、 ~享保期で、 元禄八年ころに村内一位の土地所有者であった生魚屋治郎太夫の四男甚 灘目においても貨幣経済 への 材木屋初代治兵衛となり、 胎動を示す時期であっ た 五男も分家 後に酒造業を こて材 九 郎

屋 ts か 同 然の類似営業を行って兵庫津問屋と対立していった。こうした在方商人のなかに材木屋 有馬から六甲山を越えて御影村に通ずる脇街道に進出して駅所特権を脅かしたり、 んずく灘目農村から輩出してくる新興商人たちは、 材木業や干鰯商人として手広く商品貨幣流 廻船. 一統があり、 を引き受けて 通に 加



89

り当時灘目における有力な在方商人であった。

こうして御影村の材木屋治兵衛

同彦右衛門や、

東明村の柴屋又

四郎など、

いずれも灘酒造家の出自は、

在方における米・材木・干

鰯の売買をはじめ、

廻船を持って海運活動にも積極的に進出して

った在方商人とその資本蓄積に求められるのである。

在方商-

て資本蓄積を進めるうちに、 享保末期これまでの在々酒造業禁止の幕府祖法が改まり、 御影村の材木屋彦右衛門と治兵衛が材木業に専念し、 造石奨励策がとら

子をつれて分家した。 の後絶家するが、 に酒造業を開始 れることになった。 以後両家は近世を通じて御影村における代表的な江戸積酒造家として成長し、 治兵衛はさらに宝暦七年還暦を迎えたのを機に、 これを機に材木屋は江戸積酒造業へ転化していく。 その三年後の寬保三年(一七四三)に材木屋治兵衛が酒造業を始めている。 前者が材木屋本家治郎右衛門=本嘉納家で、 後者は材木屋分家治兵衛=白嘉納家とな 家督を長男治郎右衛門に譲り、 まず彦右衛門が元文五年 (一七四〇) 今日の菊正宗酒造および 彦右衛門はそ 自らは末

85 である。 なお この明和六年に届け出された、 材木屋三家と伊勢屋・雑古屋を中心に、 御影村のうち 酒造米高の合計は五六五○石であった。 西組の酒造家 六軒とその酒造米高を表示し この時の各自の た 0 が、

白鶴酒造につながる系譜を形成する

る。

表

やは

同じく六甲越え新通路の運送で駅所と争った東明村の柴屋又四郎も、

宝暦四年(一七五四)に酒造業を始めた江戸積酒造家の一人で、

表 85 明和 5年(1768)御影村西組の酒造石高

表 60 列作4年(1100)阿妮列刊科拉·列南通行间					
酒造石高	酒造人	備考			
600	彦右衛門	材木屋			
600	栄 七				
550	忠三郎				
500	治兵衛	材木屋			
350	十 次 郎				
350	六 兵 衛	伊勢屋七右衛門			
350	六 三 郎	雑古屋			
350	源左衛門				
250	治良右衛門	材木屋			
250	伝 六	雑古屋、同村安左衛門酒株借り受け			
250	次郎太夫	尼崎・岸田屋孫左衛門酒株借り受け			
100	久 四 郎	冥加銀2枚にて酒造			
350	利右衛門	同 上			
350	伊 太 夫	同上			
250	弥 兵 衛	同上			
200	又四郎	同上			
5, 650	16人				

資料:「白嘉納家文書」

と同 近世中期以後この 酒造業者一七人が存在しているが、 つつあったという事情 様であるといえよう。 山路十兵衛に代わ は 明 御影村 和六年 0) ただ 場 は

核とする資本対賃労働の関係が醸成され

んでおり、

その意味では漸次酒造業を中

の七~八割を占めるという階層分化

は進

)持高一石以下および無高層が農民

ど社会的分業は進んで

l,

ts

か

2

カン

上灘東組の中心となってゆくが、 船持ちなどはみられるものの、 和六年当 する山路十兵衛が突出していた。 の際にもすでに酒造米五八一石余を有 庤 の諸職業をみれば 元禄十年 御影村 酒 ただ明 Ó)株改 IF

歴史編 11 近 世

より 酒

わ ij

六年後の天明五年

(一七八五)

同西

組の酒造米高 ていえば、

は

万八八四七石に達しており、

実に三倍

造株高

は不 か

明である

が、

材木屋治兵衛につい

元禄十年の

改め高は

Ħ.

石である。

そして明

和

急上昇をとげている。

これ

は明

?和期の時点では未だ夢想だにできない発展であったことがわかる。

御影村よりやや遅れて酒造業の発展をみせる魚崎村は、

伝法 ・大坂か らの 出造り酒造家が魚崎村の酒造業の担い手となって成長していったという特徴がみら ĥ

酒造関連産 方こうした酒造業の発展には、それを支える樽屋など関連産業が必要で、 当然周辺にその

造増石嘆願書」 によってみてみよう。

業の広がり

部門が広がってゆく。

その様子を、

天明八年の減醸令に対して灘目村々農民が提出した「酒

相応に暮し候者どもは、 摂州村々惣名灘目と唱え来り、 酒造稼諸商売仕り来り候につき、 村高不相応に人高多く御座候て、 末々百姓ども作間稼ぎとして、 百姓一通りにては渡世仕り難く、 酒造働きその 身元

船手· 水車諸商売など、 酒造に拘り渡世仕り

として、具体的にその諸商売・ 諸稼ぎの内容を列挙してい

諸荷物積入れ人、⑥糠・酒粕・薪の仲買人、⑺一般日雇人、⑧酒袋糸木綿稼ぎ人(老女すべて女童の手業)、 (1)酒造働き人、 (2)米搗水車稼ぎ人、 (3)酒米仲買人、 (4)酒樽屋ならびに手間人、 (5)酒積入れ廻船および小船 (9)

酒樽巻きならびに莚(老人足弱の手業)、 (10) 組 縄 (同上) などである。

以上のように灘目農村では、

造資本に転化させてゆく条件が整い、他方では階層分化を通して生み出された零細農民が、 明和期になると在方商人が成長し、 酒造一 般働き人

その貨幣資本の蓄積を通して、

これ

や酒造に関連のある諸商売・ 加工業の働き人として、 酒造資本に吸収されていったのである。

Ļ 軒 これらの関連産業は同 また文政十二年魚崎村明細帳では、 酒 樽屋三九軒、 薪仲買五軒と米搗車 村内に存在するとは限らないが、 -四輛、 焼酎屋二二人、 大型廻船四四艘という酒造業関連部門をあげることができる 酒樽屋八人、 明和六年の御影村の明細帳でみると、 輪竹屋一人、 廻船持ち一人などがこれ 焼酎屋工

実大坂三郷酒

造仲間

の場合は、

か

つて七百

日軒あっ

た由

緒ある酒造家のうち

天明四

年

七八四)

現在

稼

働

候

·略) 近来摂州の内在にて水車稼酒造多く仕り、石数等勝手に仕入れ仕り、

当時凡そ弐百軒御座候て

359

5

当たるであろう。

3 江 声 積摂泉十二郷の形成

て今津・ 入によって根本的 か を得なくなり、 ら後退せざるを得なくなり、 その結果、 灘目の台頭と大坂 西宮・兵庫の衰退 この二つの要因が、 灘目 「元禄調高」 円 近世前 の村々で江戸積酒造業が台頭してくると、 に崩れ去ってゆく事態に直面せざるを得なくなったのである。 期の都市 享保末期に したこと、 灘目農村において急速に江戸積酒造業発展の契機をつくりだしていった。 によっ 先進酒造地の停滯ないし衰退が明瞭になっていっ 酒造仲間による排他的独占体制が、 **て** および灘目農村において商品貨幣経済が発達し在方商人が お ける米 度は掌握した近世前期酒造株体制の枠 価の低 落に 対処して、 大坂や西宮など従来の都 幕府が 造石奨励 在々酒 を、 ・自由営業という競争契機 造業禁止 た。 こうして造石奨励 幕府自らが 市酒造仲間 か 6 破 成長して 積 0 極 政 が 7 策に 江 ゆ 策 戸 か 市 ざる 0) 0) ->

している酒造家は四百軒にしかすぎないと、 大坂三 れ、 一郷酒造株の義、 石 改めなど仕り、 万治元戌年曽我又左 株札相渡し来り申し候、 次のように訴えてい 衛門様 右の節は酒造屋およそ七百 松平 隼 人正様御 在 勤 0) 筋 I 軒余御座候て り、 私 共 支配 商売繁昌仕 仰 步 9 け

歴史編Ⅱ 近 世

(1768) 兵庫津の酒造減石高

` ' '			7 - 1-1	
町 名	酒造家名	酒 造減石高	備考	
東川崎町	車屋又右衛門	石 40	宮前町・山屋長左衛門より借り株	
宮内町	讃岐屋与右衛門	40	木場町・讃岐屋十右衛門 //	
東出町	木挽吉郎右衛門	30	三条村・久兵衛 "	
湊 町	川口屋半兵衛	30	尼崎・岸田屋弥兵衛 ″	
西出町	鍋屋九郎兵衛	50	〃 酉町・船屋伊兵衛 〃	
逆瀬川町	瓜屋伝兵衛	20	兵庫小物屋町・瓜屋九十郎 //	
西出町	樋上屋治郎右衛門	60	〃 鍛冶屋町・角屋吉右衛門 〃	
船大工町	日向屋治郎左衛門	30	〃 細辻子町・剣菱屋市郎右衛門 〃	
小物屋町	升屋庄右衛門	50	〃 小広町・岡本屋伊兵衛 〃	
木戸町	讃岐屋弥兵衛	30	岡方26町へ下付された馬借株 〃	
逆瀬川町	瓜屋治兵衛	20	" "	
西宮内町	八わたや半右衛門	20	" "	
小 計	12人	420		
小物屋町	瓜屋甚太郎		ニッ茶屋村□屋七郎兵衛方へ貸付	
出在家町	岩間屋兵右衛門	休		
宮前町	六軒屋弥兵衛	休		
新在家町	苧屋 新左 衛 門	休		
小物屋町	升屋庄右衛門	休		
小 計	5人			***********

造蔵が存在し、 気になったというのである。 造屋が四百軒に減少して不景 ぎの酒造によって繁昌し、 にのぼる灘目酒造業が水車稼 七二四)には 八二軒の 江戸積 十年(一六九七)には七九の酒 のため七百軒あった大坂の酒 また西宮についても、元禄 要するに摂州在々の二百軒 候につき、浮株凡そ三百 当時四百軒余に罷りなり 商売繁昌仕り候、右につ 軒余御座候 りなり、年々酒造相減じ、 き大坂酒造屋不景気に罷 (「大坂三郷総年寄願書」) 享保九年 そ

0)

醸渡や貸借は酒造行事へ願い

町 役人の

承認を受け、

そのうえで領主へ届け出て許可を受けてから名

義を書き替える、

(4) 仲間

加入に際しては、 出て、

他所買株・

醸り株・

借株 本来 0

他所借株に応じて、

加入銀を差し

仲間の団結と利益擁護を確認するため、

明和元年に次のような申合せを行っている。

それは、

(1)西宮酒造株

る

(2)無株の酒造と分株とを禁止する、

(3)酒造株

示してい

こうした現象は、

台頭する灘目酒造業との競争の結果であ

5

この後退に対して西宮酒造仲間

は

改

8

7

は延宝七年(一六七九)株と元禄十年株の所持者で構成され

ころにあった。

7

というもので、

その本意は

「我意一

存

の営業を抑え、 仲間

仲間

排他的独占を強調しようとすると

表 86 HH 和 5 在

	表 80 明 和	5 TE
町 名	酒 造 家 名	酒 造減石高
北中町	御影屋治兵衛	石 60
木場町	讃岐屋十右衛門	40
"	讃岐屋妙光	90
"	瓜屋長左衛門	40
小物屋町	正直屋弥右衛門	60
江川町	御影屋平兵衛	90
小中町	正直屋安右衛門	40
//	岡本屋弥兵衛	50
小広町	岡本屋伊兵衛	50
磯之町	酒屋源兵衛	30
西出町	川崎屋利左衛門	30
"	酒屋長兵衛	40
"	瓜屋久兵衛	40
鍛冶屋町	阿わ屋長兵衛	40
東出町	坂本屋甚兵衛	50
関 屋 町	生木屋七郎右衛門	45
小物屋町	正直屋八三左衛門	50
磯之町	酒屋五兵衛	30
東川崎町	わたや長四郎	50
東出町	わたや武兵衛	50
小 計	20人	975

資料: 神戸市立博物館所蔵文書

74 Ŧ. して K 蔵 九蔵となり、 まで激減してい たが、 七年には最低 翌明和 同六年に るのである。 の三三 五年に

は 一蔵

깯

は

このような稼働蔵数の減少からみて、 この明 、和期は明らかに西宮酒造業にとっ て変動の時期であったことを

和四 六四

[年までは六○蔵台を維持

歴史編Ⅱ 近 111:

ろが明和二年

(一七六五)

蔵に減少し、

それで

剪

酒造家が稼働してい

た。

とこ

に は 酒造業の停滞と衰退が続き、 かしこうした仲間の申合せにもかかわらず、 酒造仲間構成員の交代が激しく繰り返されていったのである。 宝曆四年 (一七五四) の勝手造り令を契機に、 明 和 安永期

なっている。この時の株高は不明であるが、いずれにしろ明和期の兵庫津酒屋仲間も、 門以下一二人の滅石高は四二〇石、そして瓜屋甚太郎は他村へ貸出し、岩間屋兵右衛門以下四人は休造者と 石・軒数三二人という数字が判明する。そして当面の明和六年作成になる「子年(明和五年)酒造潰石高書上 高および酒造家数については、享保九年に江戸積酒造家四○人、享和三年(一八○三)では株高一万九三七五 あった。 ってその危機的状況に対処している様子を読みとることができる。 (表86)では、 市酒造仲間に属する兵庫津酒屋仲間においても、享保末期以降からの灘目酒造業の発展の影響は深刻で 前述の西宮・大坂と同じように、兵庫でも自ら減石の申合せを行い実施している。 自株所持酒造営業者御影屋治兵衛以下二〇人の滅石高は九七五石、借株営業者車屋又右衛 減石ないし休造によ 兵庫津の酒造株

である。 数量的に確認できるのはようやく天明五年(一七八五)で、新たに江戸積酒造体制のなかに加わった灘酒造業 の動向を把握することができる。その江戸入津樽数は七七万余樽、これを地域別に示したのが図22 戸入津樽数 津 元禄十年 (一六九七) の上方からの江戸入津樽数は六四万樽であったが、そのなかにはまだ今 難目の
灘酒造業は
ふくまれていなかった。 享保期以降の灘酒造業の台頭発展の結果を、 (付表25)

これを当時の経営史料を基礎にして玄米量による造石高に換算すると、約二一万石となる。 まず今津が四万樽、 灘目三二万樽で、合計灘三郷では三六万樽となり、 全体の四六・五%にも達している。 また摂泉十二郷

造

地

0)

なかに

名が出

5

わず

か半世紀ほどの

あいだに、

急速に発展してきたことが理解されるであろ

そこでその実態に

つい てか

て御影村

西組

の酒造状況を例にみてみよう。

ていた。

摂泉十二郷や下り酒

改

3

土地

所有の面でも、

この村第

の高持として成長し、

治兵衛

治郎右衛門

彦右

衛門

の嘉納屋三

軒

が

樽が突出 ゎ Ŧ. 5 0) カュ る。 ち 15 九 かに含まれてい %を占め 灘 また兵庫につい 三郷をの 灘とともに主要な下り ているが、 ぞい 、ては、 た上方九郷 なかでも伊丹 その 数量 酒銘醸 は約二八万樽で全体 |は余り多くはなく 地であっ 万樽、 め三

E

かれ ゆ á そ た 0) 下り酒のなかにふくまれ、 中 他 国 は 銘醸地を主として 尾張 酒 (江戸と上方との中間地点で醸造された酒とい 三河 の各 五万樽と美濃 一三万六千樽、 江戸問屋と同じ下り酒問屋で売り捌 七 六%を占 · う 意

Ŧ ケ国制に 0) 東 っい 海 ては後に触れるとして、 カ 围 たことが 西宮七万 0) い わ 尾張・三河他 135,997 樽 灘三郷が享保期に 17.6% 今津・灘目 総 計 360,537 树 774,697 樽 46.5% 西宮・伊丹他 278,163 樽 はじめて江戸積 35.9% 天明 5年 (1785) の地域別 図 22 江戸入津樽数

、だに、 天明期の御 影村酒造業 そして在方商人として台頭してきた材木屋 八軒 五年のときに 天明五年の御影村西 万八八四七石余となり、 は酒造家 組 K 六軒 お 酒造人は半減しているが造石高が三倍に ける酒造株高と酒造石高を表示し は江戸 酒 造石高 積酒 五六五〇石であ 造業に専業化してい た たのが、 か うら、 ~ た段階で、 なるという変化がみ 表 87 0) 間 わず である。 屋号を嘉納 か --前 掲 年 6 明和 屋 0) あ n

> 歴史編Ⅱ 近 111

きたことを表わしている。 酒 造 家 名 酒造株高 株札数 酒造石高 5, 373 Ei 石 141.5 枚 嘉納屋 彦右衛門 4 治 Æ, 衛 31,666 4 3,748 // 治郎右衛門 823.75 3,675 " 4 雜古屋 六 \equiv 郎 13.75 1,287 1 伝 10 " 六 2 1,673 伝 郎 18.5333 1, 287 = // 1 ここに天明八年に、 伊勢屋 七右衛 門 105 1,764 2 5 // Ŧī. 兵 衛 1 40 合 計 1, 149, 1993 19 18,847

部

表8でみられるもう一つの顕著な事実は、

酒造株高

四

九石

興

資料:「御影酒造組合文書」

改め 元禄 点である。 でもって、現実には一万八八四七石の酒造(造石高)を行っている 十五 またその懸隔が大きい による株高と造石高との調整がなされ 年の株改めによって設定された元禄調高以来、 このように株高と造石高とに懸隔が生じているの はど、

てゆく。 座古屋三軒は明和 三つどもえの形 か の在方商人たる嘉納屋の台頭は、 での新旧勢力の交代の様相を如実に示してい ったが、 かつてこの村の有力な地主であっ 天明期以降 で存 安永期には酒造家・ 在 Ļ はやがてこの村の酒造家から名前が消 村内に お 灘酒造業の発展による村落内 い ても抜きん出 廻船持としての活躍が著 た雑古屋 一てい 0) 一没落と、 た。

新

え

L

い 家に申告させた造石高であって、果たして天明五年当時に申告高通りの造石高であっ ただここで注意すべきは、この天明五年の造石高というのは、 事 実 天明 五年当時酒造稼ぎをしていたが、 天明八年には休造したために、 実は天明八年の株改めに際して、 この表に たか否 には省か カコ は ħ 確 各自 て名前 か で は 酒 造 0) な

たのである。

元禄調高以来の株改めを実施しなければならない必然性があ

酒造業の発展が急速になされ

7

てい

なか

ったため

であ

度も株

他方、

いうことができる。

あが かってい ない 幕府の酒造制限令を予測して、 酒造家もある。 さらに天明五年の造石高は申告高であるため、 前もって実際よりは多く申告したという場合も考えられる。 株改めにつづく天明八年以後

目覚ましい酒造業発展の跡を、 これらの点を考慮したうえで、 はじめて数量的に確認することができる。 なおかつこの天明期の株改めの結果をもって御影村における享保期以降の それはまさに、 御影村にかぎらず

にいたれば、それは一応「危機の時期」として自覚されるようになる。その時期が天明・寛政期であったと 規組との対立という表現であらわすこともできる。 それを圧倒してゆくような産業部門では往々みられた。 しこのような変化は酒造業に限らず、 「摂州在々」 江戸積摂泉十 酒造家による目覚ましい江戸積酒造業発展の姿であったともいうことができる。 戸 享保期以降にあらわれた江戸積酒造仲間における顕著な変化の一つは、近世 、積酒造地の衰退ないし変貌であり、 幕藩体制が解体期を迎え、 しかし後者の発展が、 これを都市問屋仲間=古規組と、 他は、 新進の新興酒造地の台頭発展であっ 領主的商品経済に対して農民的商品経 前者の存立基盤をおびやかす段階 在方商 初頭以来の江

が

あり、 再編成を通して在方=新規組仲間の発展を包摂しようとする動きであり、 さて江戸積摂泉十二郷とは、 て上から直接統制を加え掌握しようとする動きである。 そしてこの封建的危機に対する領主的対応は、 後者が次章でふれる天明八年の株改めと寛政改革によって発動される酒造統制の強化策であった。 大坂三郷(南組・北組・天満組)・伝法・北在・池田 次の二つの仕方でなされた。一つは、 前者がここで述べる摂泉十二郷酒造仲間 他の一つは、 · 伊丹· 都市=古規組仲 幕府権力の発動によ 尼崎 西宮・兵庫 の結成で 蕳

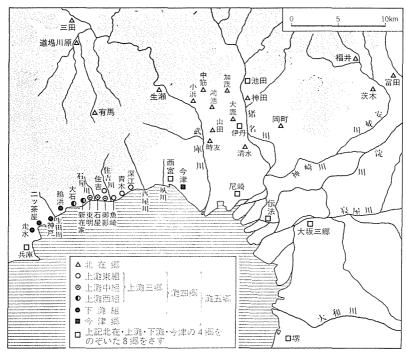


図 23 摂泉十二郷地域図 (原図『伊丹市史』2)

鴻池· よれ がある。 上川辺郡)、 あがってくる江戸積銘醸地のうち、 北 るが、ただ一つの例外として北在郷 郡) などが含まれる。天保三年 (一八 包括した 名称で、 をさすと述べている。 を総称したもので、 に散在する江戸積銘醸地 は これら十二郷はいずれも地名であ ば、 島上・豊島・ 清水・大鹿・ 〇里、 摂津北方に散在する小醸 北在郷は 富田(島上郡)、 東は六里ばかり 武庫 『灘酒沿革誌』 Ш 元禄期に およそ西宮より 田 川辺郡を中 有 の小地域 三田 馬 小 名前 Ó 0) 浜 (有馬 地 70 议 0) 郡 域

十二郷をさしている

(図 23)。 和泉二国にまたがる江戸積銘醸地

ゟ

今 津

上

灘

下

灘

堺

0)

摂津

六九貫余)とし、

これを三郷総年寄が徴収して大坂町奉行に納めるというのである。

0) 田村の紅粉屋 街道筋にある酒造地で、 には、 北在 組は二二カ村で、 (清水) 市郎右衛門、 近世初期より江戸積酒造の特権が認められていた鴻池村の山中新右衛門、 酒造家三〇軒、 川辺郡加茂村の岩 株高二万三六二石余であった。 田 五郎左衛門、 山田 村の市右衛門 要するに西国街道や有 忠右衛門 小浜 島上 馬

村の塗屋半左衛門などがその有力な酒造家であった。

前期 ず、 たといえよう。 されるようになり、 株改めのときに、 の十二郷の形成は、 摂 この灘三郷が江戸下り酒主産地の 、の江戸積酒造株体制が編成されていた。 そしてこのなかには、 泉十二郷のなかで、 すでに江戸積酒造業の主要な銘醸地であり、 改めて元禄体制の立て直しを余儀なくされた時点での酒造家仲間再編成の問題でもあ これら摂津在々に展開した新興酒造地の台頭発展によって江戸積先進地=古規組が 上灘 ・下灘・今津のい なかに台頭しはじめる時期は享保期以降であった。 わゆる灘三 一郷をのぞい これら銘醸地の江戸積酒造家によって、 明らかにまだ今津・灘目は含まれておら たほ か 九郷 は、 Ų, ずれも元禄十五 その意味では、 圧 年 倒

造家よりも五〇〇両、 響で減少している現在、 間以来七〇〇軒あった大坂三郷酒造家が、 の契機と時期 摂泉十二郷結成 年寄一三人が提起した酒造冥加金割り替え一件である。 この十二郷の成立に直接深い関連をもっていると考えられるのが、 その他在 従来の冥加金負担額を改め、 々駄売屋と三郷看板受酒屋六○○軒 水車精米による「摂津在々」 大坂三郷四○○軒の酒造家より五○○両、 より の無株を含む灘目酒造家の繁盛の 五. その意図するところは、 五両ずつ、 天明四年大坂三郷総 合計一一 Ŧī. 摂津在 \mathcal{F}_1 万治. 両 金 酒 影



写真 90 (『日本山海名産図会』) 麴釀図

不裁許としたので一件は取り下げられて落着している。 ひいては一般百姓の渡世にも差し支えると主張した。 Ļ

「村々酒造の儀」も許可されており、

|郷総年寄が指摘するような無株による酒造業者は存在しな

Ļ

0)

提案に対しては、

二〇〇軒

の難目在

々酒造家がもちろん反対

三郷総年寄の支配下に入ることになれば、

酒造家の存続はもとより、 いまこれら酒造家が大坂

幕府もこれを

摂し、 間成立の機が熟していた時点での問題提起であったといえる。 造仲間の発展を大坂三郷で受けとめて、これを元禄体制のなかに は実現されなかったとはいえ、 調整してゆこうという点にもあった。 しかし、 この不均衡に発展してきた各郷江戸積酒造仲間 この大坂三郷総年寄の意図は、 大坂三郷を触頭とする十二郷酒造仲 その意味でこの酒造冥加 享保期以来の の利害対立 在 々し

包

酒

ここではとくに、その成立の時期が天明期であった点に注目しておこう。 家の利害対立を調整してゆくための公平な第三者としての中立性を、 後の万延二年(一八六一)「酒造年寄役差免願書」では、この十二郷酒造仲間の結成を「天明年中」のこと 江戸積に関しては依怙贔屓のない中立の立場を保ち得ることにあるとしている。 また大坂三郷酒造大行事が十二郷触頭となるべき理由 を 大坂三郷は主力を江戸積にお 大坂三郷大行事に期待したのである。 9 まり各郷江戸 Ü こい 積 ts い かゝ

ようになった。 酒造体制の枠のなかでい た。そしてなによりも十二郷各酒造仲間の調整という点では、 に運賃の決定の問題から、 た酒造行事を統轄し、各酒造行事の参会の席上において、 このようにして十二郷酒造仲間 その内容は販売についての江戸の下り酒問屋との折衝をはじめ、 かに抑えてゆくかが問題となり、 幕府布達などの伝達にいたるまで、 の結成以来、 大坂三郷酒造大行事が十二郷触頭をつとめ、 江戸積酒造全般に関する諸事項が協議決定され 灘三郷からいえば、 新興江戸積酒造地たる灘三郷を、 すべて酒造にかかわる諸問題が採り上げられ この十二郷体制をい 生産調整や出荷統制、 各郷 摂泉十二 から選ば かに切 それ

崩して発展してゆくかが、それ以降の新規在々酒造仲間に課せられた大きな問題となったのである。

369

郷 h